

令和8年度静岡県食のアップサイクル推進ローカルサプライチェーン構築 実証事業業務委託企画提案募集要項

静岡県では、食品ロス削減、環境負荷軽減等の食の社会課題解決と企業の収益改善等の両立を通じた食のアップサイクルの推進に向けて、県内で発生する未利用食材の発生元から活用先までをつなぐ持続可能なローカルサプライチェーンの課題解決に資するビジネスモデル・ソリューション等（以下「ビジネスモデル等」という。）を構築するための実証事業を公募し、同業務の委託先を選定する。

1 募集概要

- (1) 業 務 名 令和8年度静岡県食のアップサイクル推進ローカルサプライチェーン構築実証事業業務委託
- (2) 契 約 者 静岡県知事
- (3) 採用方式 公募による企画提案方式
- (4) 業 務 内 容 「3 募集内容」のとおり
- (5) 委 託 期 間 契約日から令和9年2月26日（金）まで
- (6) 契約限度額 2,500,000円/件（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 採用予定件数 2件程度

2 募集目的

近年、環境負荷軽減や持続可能な資源活用が重要視される中、食品ロスの発生は深刻な社会課題となっている。静岡県において、年間16.8万トンもの食品ロスが発生しているとの試算もあり、食品ロス削減は重要な地域課題であると同時に、未利用食材を活用した新たなビジネスチャンスでもある。

そこで、県内の未利用食材の発生から活用までをつなぐ持続可能なローカルサプライチェーンの構築に資する課題解決を図ることで、食品ロス削減と企業の収益改善等を両立する食のアップサイクルの推進と普及拡大を目的とし、本実証事業を行う。

3 募集内容

(1) 未利用食材に関する地域課題の抽出

県内で発生する未利用食材の利活用を推進するためのローカルサプライチェーンの構築に向けた地域課題を抽出すること。

(2) 課題解決に資するビジネスモデル等の企画

(1)で抽出した課題解決に向けて、県内で完結するローカルサプライチェーンの構築に資するビジネスモデル等を企画すること。なお、提案するビジネスモデル等は、本実証事業終了後も県内で普及する可能性の高いものであること。

(3) 県内における実証事業の実施

(2)で企画したビジネスモデル等を基に、実証事業を実施すること。

(4) 成果の検証

(3)における成果、課題及び改善策を整理し、新たなビジネスモデル等を構築すること。

(5) 成果の情報発信

ビジネスモデル等の横展開や、県内における食のアップサイクルの機運向上を図るため、実証の概要、成果等を展示会、ウェブホームページ、SNSなどを活用して情報発信すること。

(6) ビジネスモデル等に関するマニュアルの作成

(4)で構築したビジネスモデル等を県内の企業などが活用できるようマニュアルを作成すること。

(7) 成果の報告

上記の実証事業の結果等を踏まえ、発生した未利用食材の利活用を通じた、食品ロス削減、環境負荷低減(CO2削減効果等)、企業等の収益改善の状況並びに本実証事業の成果、課題及び改善策を整理した報告書を提出すること。

4 対象地域

募集業務は、未利用食材の発生から活用までのローカルサプライチェーンが静岡県内で概ね完結するよう実施・検証するものとする。

5 想定するテーマの具体例

テーマ	具体例
効率的な収集運搬	卸売業者や宅配業者等との連携による納品時の帰り荷を活用した未利用食材の効率的な収集 等
衛生面に配慮した保管管理	乾燥・冷凍技術、食品保護膜等の先端技術を活用した未利用食材の使用期間延長に資する保管管理方法の構築 等
効果的な中間加工	複数の発生元から回収した未利用食材を乾燥するための中間処理機械の共同利用 等
デジタル技術を活用したマッチング	未利用食材の品目、発生時期、発生量等を管理しマッチングを推進するためのDBの構築 等

※ その他、民間企業のアイデアによる斬新なビジネスプランも対象とする。

6 支払対象経費

科目	対象経費
人件費	本業務に直接従事する職員、アルバイト等の労務費
事業費	旅費 職員、講師、専門家等の出張旅費
	謝金 講師、専門家等の謝金

	消耗品費	事業で使用する消耗品の購入費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレットなどの印刷製本に関する費用
	会議開催費	会場や機材の借上料、お茶代等
	賃借料	業務を行うために必要な機械器具などのレンタル・リース料等 ※ 業務に必要な機械・機器については、購入は避け、レンタル・リース等により調達すること
	外注費	受託者が直接実施できないもの等、他の事業者が発注するために必要な経費
	その他諸経費	上記以外の費用であって、本業務の実施に必要であると知事が認めるもの（通信運搬費、展示会出展費等）
	再委託費	受託者が共同実施機関に支払う経費
	一般管理費	委託契約締結時に条件に基づき、一定割合（10%以下）の支払を認められた間接経費

7 応募資格

次に該当する者のうち、①から⑧までの全てを満たす者

企業等（日本国内に本社を有する企業又は団体）を代表機関とするコンソーシアム（民間事業者、大学、研究機関など）

ただし、コンソーシアムには、静岡県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業を1社以上参加させること。

※中小企業：次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの

イ 中小企業団体（信用協同組合を除く）

（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定するもの）

ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業であるもの

- ① 提案する業務計画について、他の機関から補助金等の採択を受けていないこと。
- ② 委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
- ③ 直近1年間において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- ④ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ⑦ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- ⑧ 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

8 応募手続

<スケジュール概要>

内 容	日 程
企画提案募集開始	令和8年4月13日（月）
質問の受付締切	令和8年4月27日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年5月8日（金）
企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）
ヒアリング審査	6月中旬予定
選定結果の伝達	ヒアリング審査終了後3日以内
契約締結	6月下旬予定

(1) 応募期間

令和8年4月13日（月）から5月22日（金）午後5時まで（必着）

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出先

後述の「15 提出先、問合せ先」を参照

(4) 必要書類及び必要部数

- ア 企画提案書（様式第1号）…7部（正本1部、写し6部）
- イ プレゼンテーション資料（様式自由）（※1）…7部（ ” ）
- ウ 業務計画書（様式第2号）…7部（ ” ）

- エ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）… 1部
- オ 事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの）… 1部
- カ パートナーシップ構築宣言ポータルサイト… 1部（該当する場合のみ）
（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）に掲載済みの「パートナーシップ構築宣言」

※1：A4横パワーポイント形式を基本とする。

（5）様式等の入手方法

下記の静岡県ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1056751/1081832.html>

（6）応募に係る留意事項

- ア 応募件数
1者が応募する件数の上限は設けない。
- イ 応募書類の返却
応募書類は、原則として返却しない。
- ウ 有識者・関係機関への照会
提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- エ 応募の辞退
応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。
- オ 費用負担
応募に必要な費用は、応募する者の負担とする。
- カ 応募書類の取り扱い
提出された書類は、原則として、県に対する情報公開の対象文書となる。
- キ 企画提案書等の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

9 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書（様式第3号）を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

（1）提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

持参、郵送又は宅配により提出すること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

（3）提出先

後述の「15 提出先、問合せ先」を参照

10 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（別紙）により行うものとし、電子メール又はFAXにて受け付ける。なお、いずれの場合も受信状況を担当者に電話で確認すること。

ア 受付期間：令和8年4月13日（月）から4月27日（月）午後5時まで

イ 提出先：「15 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、下記ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shuseki/1056751/1081832.html>

11 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、表1の審査項目に基づき事務局による書面審査を行い、評価の上位5者を、「12 契約候補者の特定（ヒアリング審査）」に示すヒアリング審査の対象者として選定する。

選定結果については、令和8年6月3日（水）までに通知する。

12 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは、表1に掲げる審査項目に基づき、数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、社会的取組を行う者に対しては加点を行う。

加点措置によってもなお同点の場合は、見積額の低い者を優先して特定し、見積額が同額の場合は審査委員の協議により特定する。

ヒアリング審査は、事前に提出された企画提案書及びプレゼンテーション資料により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に静岡県の実情を把握した場合は、この限りでない。

(1) 実施日時

令和8年6月中旬（予定）

実施日時は、決まり次第、速やかにホームページにて公表し、開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

(2) 実施場所

原則として、対面で実施予定

(3) 所要時間

各提案者 30分程度を予定（プレゼンテーション 15分、質疑応答 15分）

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計7名以内とする。

(5) 選定結果の通知

契約候補者に対しては、特定通知書によりヒアリング審査実施後、3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に通知する。

契約候補者に特定されなかった者（「11 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）」によりヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者を除く）に対しては、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）によりヒアリング審査実施後、3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に通知する。

(6) 非選定理由の説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（任意形式）により、非選定理由の説明を求めることができる。書面の提出先は、後述の「15 提出先、問合せ先」を参照すること。

(表1) 審査項目

審査項目	
事業趣旨	食のアップサイクルの推進に向けたローカルサプライチェーン構築の課題解決に資するビジネスモデル等になっているか。 ※ 複数のテーマ・課題解決に資する取組を重点評価
目標の明確化	具体的かつ客観的な成果目標、マイルストーンは設定されているか。
実現性・収益性	構築するビジネスモデル等は、委託事業終了後も収益性を伴ったビジネスとして実現可能であるか。
事業効果	事業実施により、食品ロス削減、環境負荷低減等の十分な効果が得られているか。
成果の普及・拡大可能性	県内の他の企業等への横展開、普及拡大につながる取組になっているか。
多様な地域連携	生産者、収集業者、加工業者等の複数者が連携した多角的な取組になっているか。また、関係機関の役割分担は明確化されているか。
期間・経費	事業実施スケジュールや経費見積もりに妥当性はあるか。
実施体制	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。また、事業実施に必要なノウハウやネットワークを備えているか。

加点項目	
パートナーシップ構築宣言	応募期限までに、「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言書」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録していること。

13 契約の条件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 委託限度額を超えた場合
- ② 応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ③ 選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ④ 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ⑤ 評価の公平性を害する行為があった場合

14 契約の締結

（１）契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。なお、委託費は、契約金額と本業務に要した経費の実支出額のどちらか低い額で支払うことになる（精算型委託）。

また、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

（２）労働関係法令遵守に関する誓約書の提出

契約候補者は、静岡県と公契約を提出するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

（３）支出根拠書類等の整理

経費の支出にあたっては、本事業に係る各経費に関する帳簿を備え、各事業費の支出の根拠とする関係書類（契約書、請求書、業務日誌、領収書等）を整理し、これらの帳簿及び関係書類を事業実施年度の翌年度以降５年間保管すること。

（４）委託事業により収入が生じる場合の対応

委託事業の実施において、収入が生じた場合（例：アップサイクル製品の販売による収入等）は、委託事業の目的の範囲内で事業に充当するものとし、その収支については、県からの委託費と明確に区分し管理するものとする。

15 提出先、問合せ先

静岡県経済産業部産業革新局新産業集積課新産業集積第２班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号（静岡県庁東館９階）

電話：054-221-2985 F A X：054-221-2698

E-mail：trc@pref.shizuoka.lg.jp